

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成25年7月25日  
【計算期間】 第3特定期間（第11期～第16期）  
（自平成24年10月26日 至平成25年4月25日）  
【ファンド名】 GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース  
GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース  
【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
【代表者の役職氏名】 代表取締役 桐谷 重毅  
【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー  
【事務連絡者氏名】 法務部 山崎 誠吾  
【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー  
【電話番号】 03-6437-6000  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ( )

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( ) 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券)) 資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	グローバル ( ) 日本 北米 欧州 アジア (日本を除く) オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	<米ドルコース> なし  <円コース> あり (フルヘッジ)	日経225 TOPIX その他 ( )	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 ( )

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産（投資信託証券（債券））・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年12回（毎月）・・・目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・アジア（日本を除く）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズ・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジあり（フルヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人 投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

委託会社は、受託銀行（後記「(3)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、各コースにつき、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することが

できます。

G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンドには、以下の3ファンドがあります。

G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース （「アジア通貨コース」といいます。）	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対アジア通貨で為替取引を活用することにより、アジア通貨への投資効果を追求します。
G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース （「本ファンド」または「米ドルコース」といいます。）	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジは行いません。
G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース （「本ファンド」または「円コース」といいます。）	主に日本を除くアジアの米ドル建てハイ・イールド債券に投資し、米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジを行います。

（注）本書は米ドルコースおよび円コースについてのみ記載しています。

#### <ファンドのポイント>

1. 本ファンドは、投資信託証券を通じて、主として日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券に投資します。

組入れ投資信託証券では、米ドル建て以外の資産に投資することがあります。米ドル建て以外の外貨建資産に投資を行った場合は、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。

米ドルコース	米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジは行いません。
--------	----------------------------------

円コース	米ドル建て資産に対して原則として対円での為替ヘッジを行います。
------	---------------------------------

2. 原則として、毎月25日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に金利収入を中心に分配を行います。また、本ファンドの基準価額が当初元本から上昇している場合等においては、年4回（1月、4月、7月、10月）の決算時に債券の値上がり益や為替の評価益等も勘案して分配を行う場合があります。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（投資顧問会社、以下それぞれ「G S A M ロンドン」および「G S A M シンガポール」といいます。）に委託します。G S A M ロンドンおよびG S A M シンガポールは運用の権限の委託を受けて、投資信託証券および為替の運用を行います。

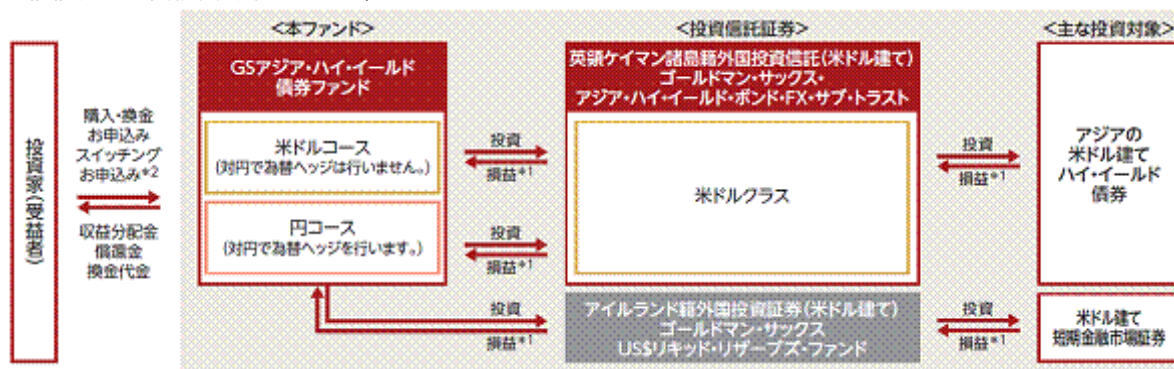
## （２）【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2011年10月11日であり、同日より運用を開始しました。

## （３）【ファンドの仕組み】

### １．ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



\*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

\*2 販売会社によっては米ドルコース、円コースおよびアジア通貨コースとの間でのスイッチングが可能です。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。各投資信託証券（以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。）への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・FX・サブ・トラスト」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

### ２．ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

#### a．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

#### b．投資顧問会社

(a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

(b) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー

本ファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より投資信託証券および為替の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

#### c．受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

#### d．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

## b. 本ファンドの運用方針

主として、日本を除くアジアの投資適格格付未滿に格付けされた米ドル建て高利回り債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。

## &lt;米ドルコース&gt;

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

## &lt;円コース&gt;

外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

投資信託証券への投資は、高位に維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定されたりする場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

なお、本ファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (GSAMロンドン)	英国ロンドン市	投資信託証券 および為替の 運用	別に定める取り決めに基づく金額 が委託会社から原則として毎月支 払われるものとし、信託財産からの 直接的な支払いは行いません。
ゴールドマン・サックス(シンガポ ール)ピーティーイー (GSAMシンガポール)	シンガポール	同上	同上

## c. 本ファンドの特色

アジアのハイ・イールド債券に投資します

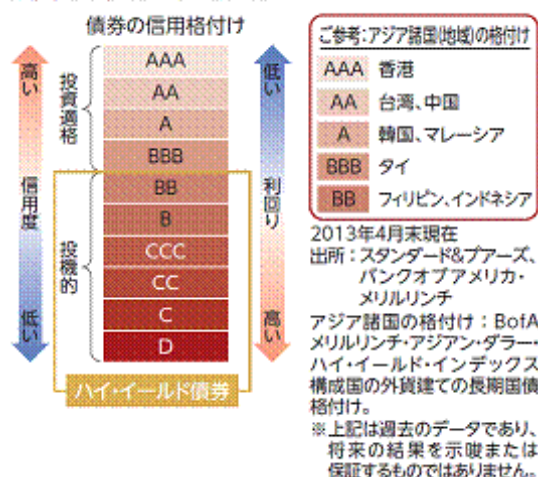
主として日本を除くアジアの企業が発行する米ドル建てハイ・イールド債券に投資することにより、高い金利収入（インカム・ゲイン）と債券元本部分の売買益および評価益（キャピタル・ゲイン）の獲得をめざします。

### ? ハイ・イールド債券とは

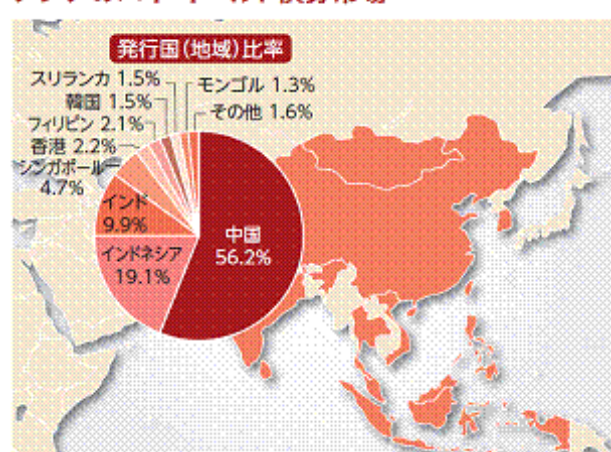
ハイ・イールド債券とは、BB格（スタンダード&プアーズ）およびBa格（ムーディーズ）相当以下の格付けを付与された債券のことをいいます。ハイ・イールド債券は、一般的に投資適格社債（スタンダード&プアーズの場合はBBB格、ムーディーズの場合はBaa格以上の格付けを付与された社債）と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性（デフォルト・リスク）が高くなります。一方、その見返りとして、国債や投資適格社債などのより高格付けの債券よりも相対的に高い利回りで取引されています。

格付けが公表されていない債券の場合は、組入れファンドの投資顧問会社が判断した格付けとなります。

#### 投資対象債券の信用格付けの位置づけ



#### アジアのハイ・イールド債券市場



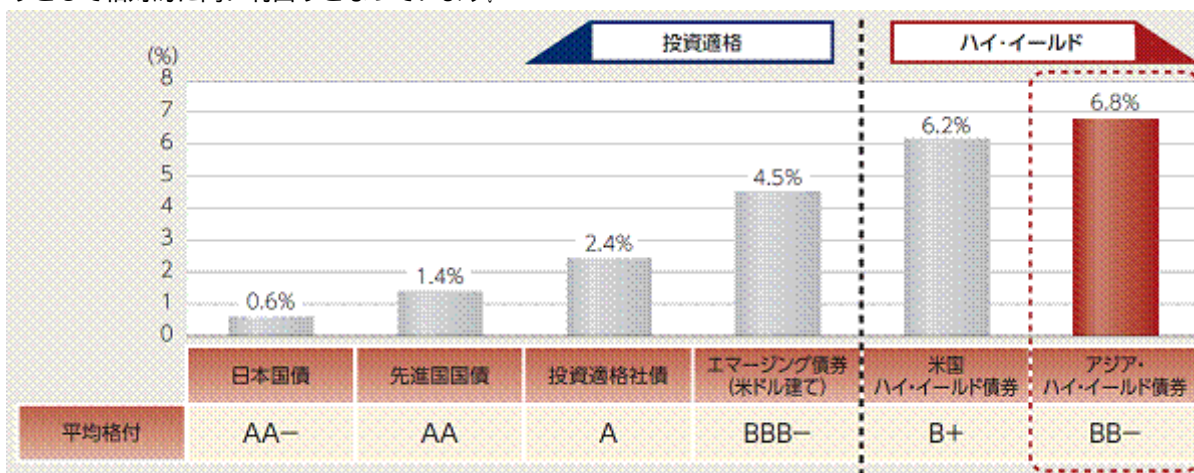
2013年4月末現在

出所：バンクオブアメリカ・メリルリンチ

上記はアジアの主なハイ・イールド債券市場を示したものであり、本ファンドがこれらすべての国に投資するとは限りません。

#### 各種債券の利回り水準

ハイ・イールド債券の利回りは、国債や投資適格債券などのより高格付けの債券よりも信用度が低いため、その見返りとして相対的に高い利回りとなっています。



2013年4月末現在

出所：JPモルガン、パークレイズ、バンクオブアメリカ・メリルリンチ、シティグループ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

上記は、インデックスの利回りおよび平均格付けであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスの動きは、将来大きく変動することがあります。

アジアのハイ・イールド債券への投資は、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため、価格変動・為替変動が大きく、投資資産が大幅に減少するリスクを伴います。詳しくは後記「3. 投資リスク」をご覧ください。

## &lt;本書で使用するデータについて&gt;

## 債券インデックス等

日本国債：シティグループ世界国債インデックス（日本）

先進国国債：シティグループ世界国債インデックス（除く日本）

投資適格社債：パークレイズ・グローバル・アグリゲート・コーポレート・ボンド・インデックス

エマーシング債券（米ドル建て）：JPモルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド

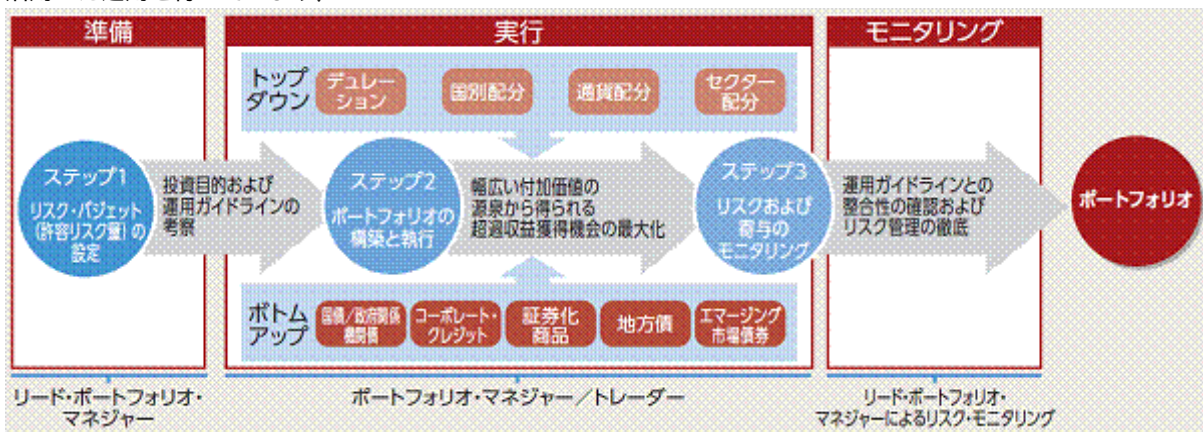
米国ハイ・イールド債券：BofAメリルリンチ・US・ハイ・イールドマスターII・インデックス

アジア・ハイ・イールド債券：BofAメリルリンチ・アジア・ダラー・ハイ・イールド・インデックス\*

\* 本書で使用されているBofAメリルリンチ・アジア・ダラー・ハイ・イールド・インデックスはアジア・ハイ・イールド債券市場を示す代表的なインデックスですが、本ファンドのベンチマークや参考指標ではありません。

## &lt;ファンドの運用&gt;

本ファンドが主として組入れる投資信託証券の運用は、G S A Mロンドン、G S A Mシンガポールおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（G S A Mニューヨーク）に属する「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

## (2) 【投資対象】

## (a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

## (b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたG S A M ロンドンおよびG S A M シンガポールを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。）
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

## (c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## (d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) 本ファンドは、以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト・ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・FX・サブ・トラスト
ファンド形態	英領ケイマン諸島籍外国投資信託（米ドル建て）
投資目的	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建ての投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる長期的なトータル・リターンを獲得することを目的とします。
運用方針	主に日本を除くアジアの企業またはアジア各国の成長により収益が期待される企業により発行された米ドル建ての投資適格格付未滿に格付けされた債券に投資します。米ドル建て以外の資産については、原則として対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。
主な投資制限	空売りされている証券の時価総額はファンドの純資産総額を超えないものとします。 純資産総額の10%を超える借入は行わないものとします。 流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。 通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に資産総額の50%以上を投資します。 他ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。 単一の発行体の証券への投資割合は、純資産総額の10%を超えないものとします。 通常、米ドル以外の通貨への投資割合は、純資産総額の10%を超えないものとします。
運用報酬等	運用報酬：なし 申込手数料：なし 解約手数料：なし 信託財産留保額：なし その他の諸費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
決算日	原則として毎年3月31日
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー 副投資顧問会社は、今後、追加・変更される場合があります。
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

（注）上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることとなります。上記は本書届出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

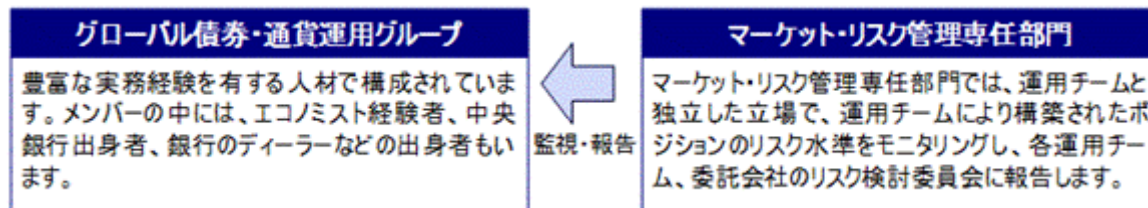
ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 最良格付証券 <sup>*</sup> として適格であり、また格付けのない場合には最良格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社のみならず広範な証券に投資します。 購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 <sup>*</sup> 最良格付証券とは、一般に、公認格付機関（RSRO）により短期債券に関して最高の格付けを得ているもの、およびそれに匹敵する無格付の証券をいいます。
主な投資対象	米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券
主な投資制限	通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 他の投資信託証券への投資は行いません。
運用報酬等	運用報酬：年率0.35%（管理報酬・保管費用等を含みます。）を上限とします。 申込手数料：なし 解約手数料：なし
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
決算日	原則として毎年12月31日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

上記は本書届出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

## (3) 【運用体制】

## a. 組織

本ファンドが主として組入れる投資信託証券の運用は、GSAMロンドン、GSAMシンガポールおよびGSAMニューヨークに属する「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) 本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

## b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

## c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

#### （４）【分配方針】

2012年1月25日以降、毎月決算を行い、毎決算時（毎月25日、ただし、休業日の場合は翌営業日、）に、金利収入を中心に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。また、本ファンドの基準価額が当初元本から上昇している場合等においては、年4回（1月、4月、7月、10月）の決算時に債券の値上がり益や為替の評価益等も勘案して分配を行う場合があります。分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

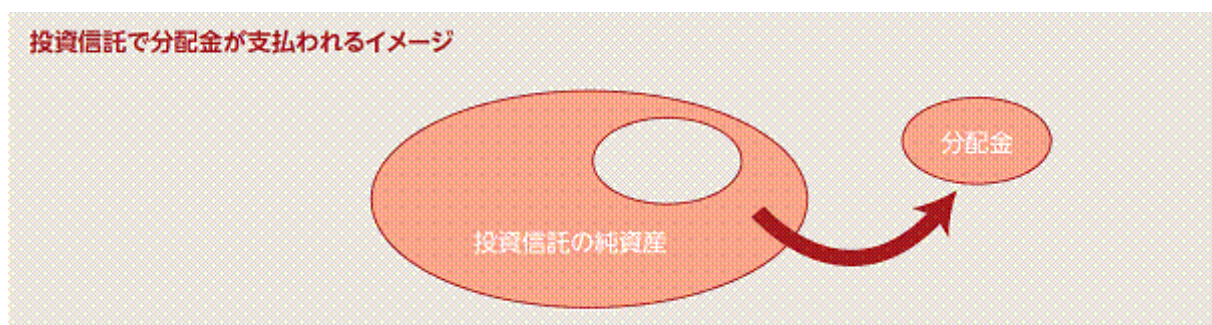
分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

- 1 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。
- 2 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。
- 3 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出ることが出来ます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

#### <収益分配金に関わる留意点>

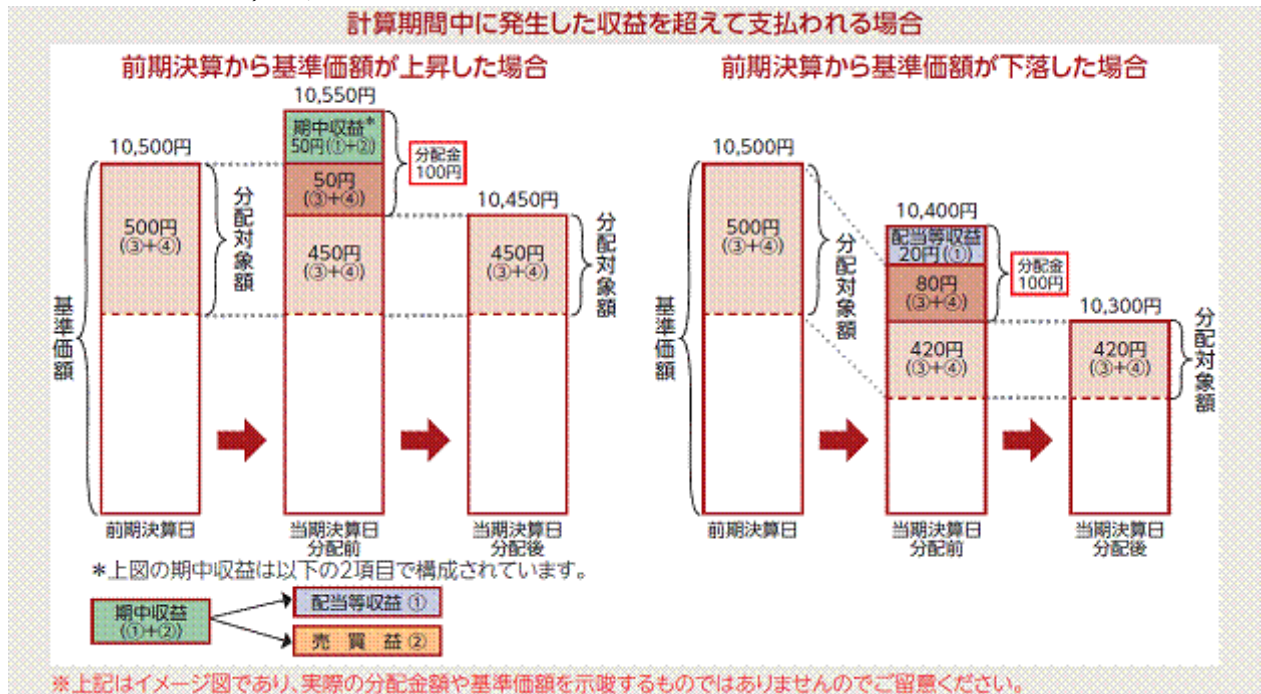
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

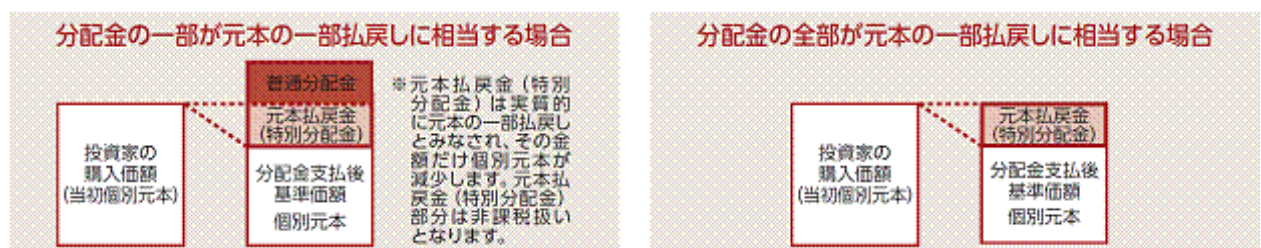
計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、経費控除後の配当等収益、経費控除後の評価益を含む売買益、分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）、収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。



上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の健全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。



普通分配金：個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

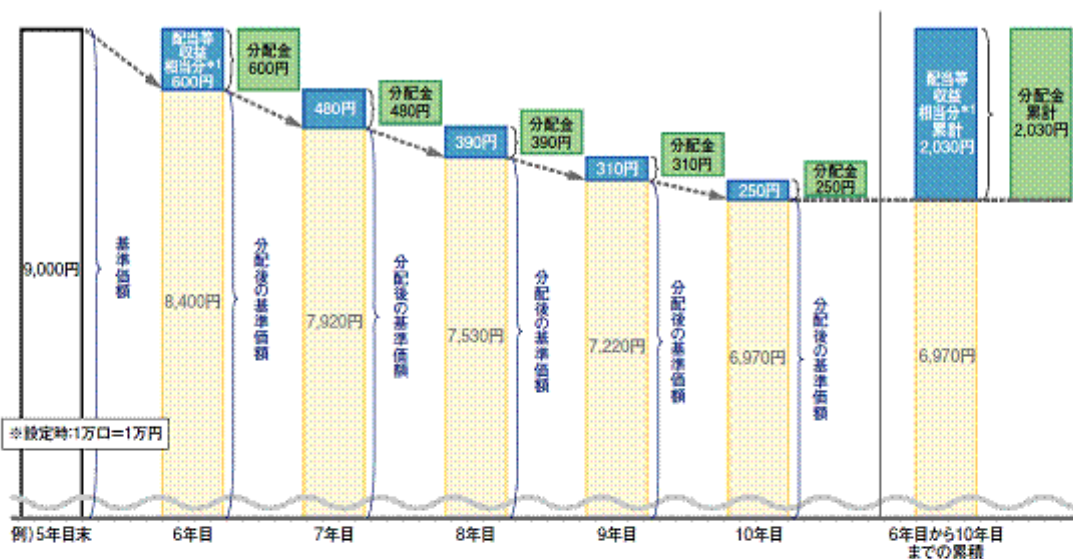
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

## 数年間にわたって基準価額が下落した場合

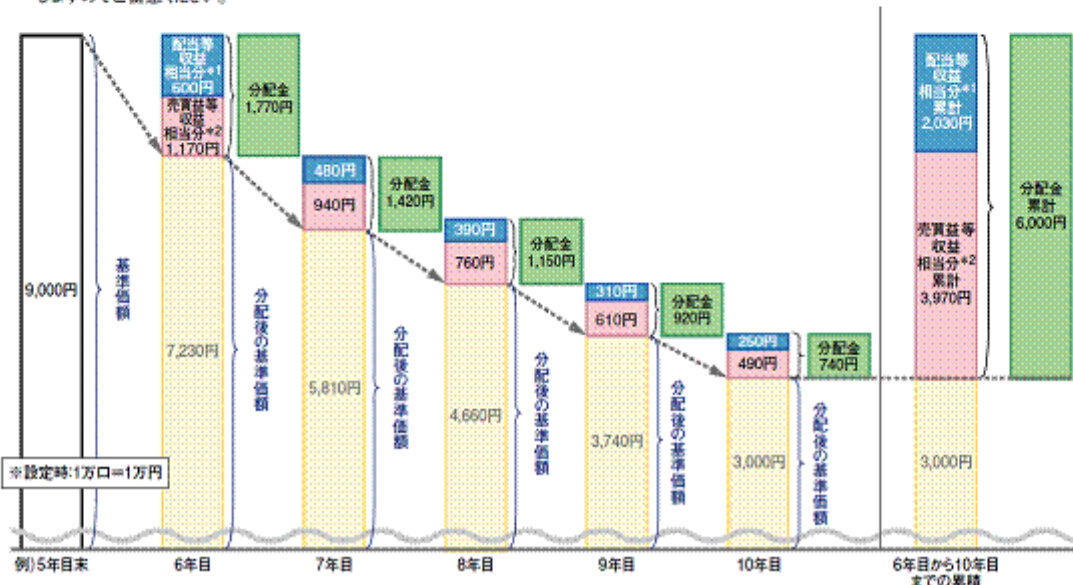
### ①配当等収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



### ②配当等収益に加え、売買益(評価益を含みます。)も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



\*1 配当等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益を含む場合があります。

\*2 売買益等収益相当分には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注)上図はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分(配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円)の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円(3,000円+3,970円)になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

**（５）【投資制限】**

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

**(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限**

1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
3. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
4. 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
5. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

**(b) 信託約款上のその他の投資制限****1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第22条）**

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**2. 外国為替予約の運用指図（信託約款第23条）**

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

**3. 資金の借入れ（信託約款第30条）**

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**(c) その他の法令上の投資制限**

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

##### (a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンド（文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

##### 1．カンントリー・リスク

新興国市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カンントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。例えば、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が小さいことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

新興国市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

##### 2．債券の価格変動リスク・信用リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元金の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。一般に、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化（格付けの変更や市場での評判等を含みます。）により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合は、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド債券は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

##### 3．為替リスク

###### <米ドルコース>

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、為替変動リスクが伴います。為替レートは短期的に大幅に変動することがあります。米ドルの為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元金を割り込むことによる損失を被ることがあります。

###### <円コース>

一般的に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。

##### 4．流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

##### 5．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

##### 6．デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社および投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。また、これらデリバティブを債券に組み込んだ仕組債に投資する場合には、当該債券の発行体の信用リスクも伴います。

##### 7．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変

化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 投資成果の希薄化に関わる留意点

本ファンドが主要投資対象とする投資信託証券においては、為替取引を行うアジア通貨クラスの運用上の理由により、各クラス共通で行われるアジア・ハイ・イールド債券の運用において現金等を比較的高い比率で保有する予定です。そのため、かかる現金等の保有は、アジア通貨コースが主要投資対象とするアジア通貨クラスだけでなく、米ドルコースおよび円コースが主要投資対象とする米ドルクラスにも影響を及ぼし、現金等の保有比率がより低い場合に比べて、本ファンド全体の投資成果が希薄化する可能性がありますのでご注意ください。

(c) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、本ファンドが投資対象とする投資信託証券において、組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、各投資信託証券の純資産価格の下落を通じて、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託証券に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、各コースそれぞれについて、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合等には、受託銀行と合意のうえ、当該コースが必要な手続を経て、各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、本ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させます。

繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(h) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) 本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

(a) 3.675%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

(b) 下記のスイッチングにより本ファンドをお求めいただく場合には、取得する口数について原則として無手数料（販売会社によっては上記(a)に定める手数料の範囲内で独自に定める申込手数料を徴収する場合があります。）でお取扱いいたします。ただし、販売会社によってはスイッチングができない場合があります。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、アジア通貨コース、米ドルコース、円コースの各コースの受益者が当該コースの受益権の一部解約金（手取額）をもってその支払いを行った販売会社で当該コース以外のコースの受益権の取得のお申込みをする場合で、かつ、取得する口数について通常より減免された申込手数料でお取扱いする場合があります。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様にスイッチングにより換金（解約）されるコースに対し、換金にかかる税金が課されることにつき、ご注意ください。詳しくは、後記「(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

### (3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.8165%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

合計	委託会社	販売会社	受託銀行
年率1.8165%（税込）	年率0.8925%（税込）	年率0.8925%（税込）	年率0.0315%（税込）

ただし、組入れる投資信託証券において、年率0.35%を上限とする信託報酬が別途加算されますが、当該投資信託証券の組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。ただし、当該投資信託証券の組入比率は通常低位にとどまります。

委託会社の報酬には、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

## （参考）組入れる投資信託証券の運用報酬等

投資信託証券の名称	運用報酬率（年率）
ケイマン籍外国投資信託 ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・FX・サブ・トラスト	なし <sup>(注1)</sup>
アイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	年率0.35% <sup>(注2)</sup>

（注1）投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。

（注2）管理報酬、保管費用等を含む上限。

\*詳しくは前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 (e)」をご覧ください。

## （4）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入れ投資信託証券の運用報酬等のほか、信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

## （5）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合<sup>\*1</sup>

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10.147% <sup>*2</sup>
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10.147% <sup>*2</sup>
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10.147% <sup>*2</sup>

\*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」、「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

\*2 2014年1月1日以降は、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となる予定です。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」、「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入る有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産によ

り負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、2014年1月1日以降、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご参照ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2013年1月1日以後：10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2013年1月1日以後：7.147%（所得税7.147%）
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2013年1月1日以後：10.147%(所得税7.147%、地方税3%)
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2013年1月1日以後：7.147%(所得税7.147%)
- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%(所得税15.315%)

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

&lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース&gt;

(2013年4月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	14,451,954,410	95.20
投資証券	アイルランド	392,670,104	2.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		336,271,197	2.22
合計(純資産総額)		15,180,895,711	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

&lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース&gt;

(2013年4月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	28,669,444,778	95.02
投資証券	アイルランド	703,896,837	2.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		798,153,734	2.65
合計(純資産総額)		30,171,495,349	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

&lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース&gt;

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2013年4月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・FX・サブ・トラスト クラス10	14,502,250.536	993.88	14,413,612,780	996.53	14,451,954,410	95.20
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	328.351	1,195,879.33	392,668,174	1,195,885.20	392,670,104	2.59

## 業種別及び種類別投資比率

(2013年4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.20
投資証券	2.59
合計	97.78

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

(2013年4月30日現在)

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

(2013年4月30日現在)

該当事項はありません。

## &lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース&gt;

## 投資有価証券の主要銘柄

(2013年4月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・FX・サブ・トラスト クラス10	28,769,221.041	993.88	28,593,383,561	996.53	28,669,444,778	95.02
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	588.599	1,195,879.33	703,893,379	1,195,885.20	703,896,837	2.33

## 業種別及び種類別投資比率

(2013年4月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.02
投資証券	2.33
合計	97.35

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

(2013年4月30日現在)

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

(2013年4月30日現在)

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

&lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース&gt;

2013年4月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期	(2012年1月25日)	102	103	1.0958	1.1038
第2期	(2012年2月27日)	261	263	1.1921	1.2001
第3期	(2012年3月26日)	1,154	1,162	1.2158	1.2238
第4期	(2012年4月25日)	1,487	1,563	1.1285	1.1865
第5期	(2012年5月25日)	1,737	1,750	1.0769	1.0849
第6期	(2012年6月25日)	1,894	1,908	1.1024	1.1104
第7期	(2012年7月25日)	1,938	2,038	1.0450	1.0990
第8期	(2012年8月27日)	2,406	2,424	1.0707	1.0787
第9期	(2012年9月25日)	2,753	2,774	1.0555	1.0635
第10期	(2012年10月25日)	3,788	3,815	1.0955	1.1035
第11期	(2012年11月26日)	3,608	3,634	1.1228	1.1308
第12期	(2012年12月25日)	6,579	6,624	1.1736	1.1816
第13期	(2013年1月25日)	11,784	12,087	1.2422	1.2742
第14期	(2013年2月25日)	19,921	20,045	1.2885	1.2965
第15期	(2013年3月25日)	20,025	20,149	1.2860	1.2940
第16期	(2013年4月25日)	15,499	15,875	1.3210	1.3530
	2012年4月末日	1,542	-	1.1485	-
	2012年5月末日	1,741	-	1.0732	-
	2012年6月末日	1,883	-	1.0917	-
	2012年7月末日	1,991	-	1.0522	-
	2012年8月末日	2,480	-	1.0582	-
	2012年9月末日	2,841	-	1.0609	-
	2012年10月末日	3,914	-	1.1025	-
	2012年11月末日	4,006	-	1.1298	-
	2012年12月末日	6,980	-	1.1984	-
	2013年1月末日	12,868	-	1.2360	-
	2013年2月末日	20,208	-	1.2685	-
	2013年3月末日	19,548	-	1.2741	-
	2013年4月末日	15,180	-	1.3023	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## &lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース&gt;

2013年4月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期	(2012年1月25日)	1,925	1,939	1.0790	1.0870
第2期	(2012年2月27日)	4,439	4,470	1.1248	1.1328
第3期	(2012年3月26日)	7,827	7,883	1.1270	1.1350
第4期	(2012年4月25日)	9,213	9,717	1.0590	1.1170
第5期	(2012年5月25日)	10,290	10,370	1.0327	1.0407
第6期	(2012年6月25日)	11,248	11,334	1.0469	1.0549
第7期	(2012年7月25日)	12,128	12,537	1.0379	1.0729
第8期	(2012年8月27日)	14,472	14,582	1.0534	1.0614
第9期	(2012年9月25日)	17,366	17,498	1.0505	1.0585
第10期	(2012年10月25日)	21,992	22,561	1.0432	1.0702
第11期	(2012年11月26日)	24,040	24,226	1.0333	1.0413
第12期	(2012年12月25日)	24,603	24,789	1.0535	1.0615
第13期	(2013年1月25日)	29,036	29,926	1.0430	1.0750
第14期	(2013年2月25日)	34,092	34,354	1.0404	1.0484
第15期	(2013年3月25日)	34,600	34,869	1.0275	1.0355
第16期	(2013年4月25日)	30,529	31,164	1.0096	1.0306
	2012年4月末日	9,548	-	1.0811	-
	2012年5月末日	10,489	-	1.0389	-
	2012年6月末日	11,380	-	1.0513	-
	2012年7月末日	12,474	-	1.0445	-
	2012年8月末日	14,922	-	1.0440	-
	2012年9月末日	18,034	-	1.0592	-
	2012年10月末日	23,288	-	1.0530	-
	2012年11月末日	24,249	-	1.0462	-
	2012年12月末日	24,683	-	1.0530	-
	2013年1月末日	30,208	-	1.0313	-
	2013年2月末日	35,135	-	1.0408	-
	2013年3月末日	34,256	-	1.0263	-
	2013年4月末日	30,171	-	1.0118	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

&lt; GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース &gt;

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 2011年10月11日 至 2012年1月25日	0.0080
第2期	自 2012年1月26日 至 2012年2月27日	0.0080
第3期	自 2012年2月28日 至 2012年3月26日	0.0080
第4期	自 2012年3月27日 至 2012年4月25日	0.0580
第5期	自 2012年4月26日 至 2012年5月25日	0.0080
第6期	自 2012年5月26日 至 2012年6月25日	0.0080
第7期	自 2012年6月26日 至 2012年7月25日	0.0540
第8期	自 2012年7月26日 至 2012年8月27日	0.0080
第9期	自 2012年8月28日 至 2012年9月25日	0.0080
第10期	自 2012年9月26日 至 2012年10月25日	0.0080
第11期	自 2012年10月26日 至 2012年11月26日	0.0080
第12期	自 2012年11月27日 至 2012年12月25日	0.0080
第13期	自 2012年12月26日 至 2013年1月25日	0.0320
第14期	自 2013年1月26日 至 2013年2月25日	0.0080
第15期	自 2013年2月26日 至 2013年3月25日	0.0080
第16期	自 2013年3月26日 至 2013年4月25日	0.0320

## &lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース&gt;

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 2011年10月11日 至 2012年1月25日	0.0080
第2期	自 2012年1月26日 至 2012年2月27日	0.0080
第3期	自 2012年2月28日 至 2012年3月26日	0.0080
第4期	自 2012年3月27日 至 2012年4月25日	0.0580
第5期	自 2012年4月26日 至 2012年5月25日	0.0080
第6期	自 2012年5月26日 至 2012年6月25日	0.0080
第7期	自 2012年6月26日 至 2012年7月25日	0.0350
第8期	自 2012年7月26日 至 2012年8月27日	0.0080
第9期	自 2012年8月28日 至 2012年9月25日	0.0080
第10期	自 2012年9月26日 至 2012年10月25日	0.0270
第11期	自 2012年10月26日 至 2012年11月26日	0.0080
第12期	自 2012年11月27日 至 2012年12月25日	0.0080
第13期	自 2012年12月26日 至 2013年1月25日	0.0320
第14期	自 2013年1月26日 至 2013年2月25日	0.0080
第15期	自 2013年2月26日 至 2013年3月25日	0.0080
第16期	自 2013年3月26日 至 2013年4月25日	0.0210

## 【収益率の推移】

&lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース&gt;

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2011年10月11日 至 2012年1月25日	10.4
第2期	自 2012年1月26日 至 2012年2月27日	9.5
第3期	自 2012年2月28日 至 2012年3月26日	2.7
第4期	自 2012年3月27日 至 2012年4月25日	2.4
第5期	自 2012年4月26日 至 2012年5月25日	3.9
第6期	自 2012年5月26日 至 2012年6月25日	3.1
第7期	自 2012年6月26日 至 2012年7月25日	0.3
第8期	自 2012年7月26日 至 2012年8月27日	3.2
第9期	自 2012年8月28日 至 2012年9月25日	0.7
第10期	自 2012年9月26日 至 2012年10月25日	4.5
第11期	自 2012年10月26日 至 2012年11月26日	3.2
第12期	自 2012年11月27日 至 2012年12月25日	5.2
第13期	自 2012年12月26日 至 2013年1月25日	8.6
第14期	自 2013年1月26日 至 2013年2月25日	4.4
第15期	自 2013年2月26日 至 2013年3月25日	0.4
第16期	自 2013年3月26日 至 2013年4月25日	5.2

## &lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース&gt;

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2011年10月11日 至 2012年1月25日	8.7
第2期	自 2012年1月26日 至 2012年2月27日	5.0
第3期	自 2012年2月28日 至 2012年3月26日	0.9
第4期	自 2012年3月27日 至 2012年4月25日	0.9
第5期	自 2012年4月26日 至 2012年5月25日	1.7
第6期	自 2012年5月26日 至 2012年6月25日	2.1
第7期	自 2012年6月26日 至 2012年7月25日	2.5
第8期	自 2012年7月26日 至 2012年8月27日	2.3
第9期	自 2012年8月28日 至 2012年9月25日	0.5
第10期	自 2012年9月26日 至 2012年10月25日	1.9
第11期	自 2012年10月26日 至 2012年11月26日	0.2
第12期	自 2012年11月27日 至 2012年12月25日	2.7
第13期	自 2012年12月26日 至 2013年1月25日	2.0
第14期	自 2013年1月26日 至 2013年2月25日	0.5
第15期	自 2013年2月26日 至 2013年3月25日	0.5
第16期	自 2013年3月26日 至 2013年4月25日	0.3

## (4)【設定及び解約の実績】

## &lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース&gt;

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2011年10月11日 至 2012年1月25日	93,882,265 (0)	- (-)	93,882,265 (0)
第2期	自 2012年1月26日 至 2012年2月27日	125,639,248 (0)	- (-)	219,521,513 (0)
第3期	自 2012年2月28日 至 2012年3月26日	740,355,963 (0)	10,126,502 (0)	949,750,974 (0)
第4期	自 2012年3月27日 至 2012年4月25日	393,886,126 (0)	25,466,893 (0)	1,318,170,207 (0)
第5期	自 2012年4月26日 至 2012年5月25日	314,069,080 (0)	19,128,392 (0)	1,613,110,895 (0)
第6期	自 2012年5月26日 至 2012年6月25日	105,664,847 (0)	- (-)	1,718,775,742 (0)
第7期	自 2012年6月26日 至 2012年7月25日	136,208,236 (0)	- (-)	1,854,983,978 (0)
第8期	自 2012年7月26日 至 2012年8月27日	401,456,238 (0)	8,940,371 (0)	2,247,499,845 (0)
第9期	自 2012年8月28日 至 2012年9月25日	451,993,663 (0)	90,852,291 (0)	2,608,641,217 (0)
第10期	自 2012年9月26日 至 2012年10月25日	920,412,006 (0)	71,305,929 (0)	3,457,747,294 (0)
第11期	自 2012年10月26日 至 2012年11月26日	265,484,970 (0)	508,944,811 (0)	3,214,287,453 (0)
第12期	自 2012年11月27日 至 2012年12月25日	3,105,598,229 (0)	713,764,694 (0)	5,606,120,988 (0)
第13期	自 2012年12月26日 至 2013年1月25日	5,000,101,866 (0)	1,119,727,926 (0)	9,486,494,928 (0)
第14期	自 2013年1月26日 至 2013年2月25日	6,903,219,739 (0)	928,537,001 (0)	15,461,177,666 (0)
第15期	自 2013年2月26日 至 2013年3月25日	1,905,929,109 (0)	1,794,950,039 (0)	15,572,156,736 (0)
第16期	自 2013年3月26日 至 2013年4月25日	167,601,610 (0)	4,006,052,807 (0)	11,733,705,539 (0)

(注1) ( )内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

## &lt;GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース&gt;

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2011年10月11日 至 2012年1月25日	1,784,494,389 (0)	- (-)	1,784,494,389 (0)
第2期	自 2012年1月26日 至 2012年2月27日	2,206,607,002 (0)	44,418,876 (0)	3,946,682,515 (0)
第3期	自 2012年2月28日 至 2012年3月26日	3,230,618,316 (0)	231,858,955 (0)	6,945,441,876 (0)
第4期	自 2012年3月27日 至 2012年4月25日	1,784,528,796 (0)	30,200,000 (0)	8,699,770,672 (0)
第5期	自 2012年4月26日 至 2012年5月25日	1,341,580,074 (0)	76,373,749 (0)	9,964,976,997 (0)
第6期	自 2012年5月26日 至 2012年6月25日	865,552,219 (0)	85,464,692 (0)	10,745,064,524 (0)
第7期	自 2012年6月26日 至 2012年7月25日	1,157,782,028 (0)	216,756,554 (0)	11,686,089,998 (0)
第8期	自 2012年7月26日 至 2012年8月27日	2,281,625,187 (0)	229,431,639 (0)	13,738,283,546 (0)
第9期	自 2012年8月28日 至 2012年9月25日	3,492,881,927 (0)	699,873,181 (0)	16,531,292,292 (0)
第10期	自 2012年9月26日 至 2012年10月25日	5,263,345,947 (0)	712,663,587 (0)	21,081,974,652 (0)
第11期	自 2012年10月26日 至 2012年11月26日	3,802,629,204 (0)	1,618,297,616 (0)	23,266,306,240 (0)
第12期	自 2012年11月27日 至 2012年12月25日	3,682,147,549 (0)	3,595,711,718 (0)	23,352,742,071 (0)
第13期	自 2012年12月26日 至 2013年1月25日	5,931,776,511 (0)	1,445,214,320 (0)	27,839,304,262 (0)
第14期	自 2013年1月26日 至 2013年2月25日	6,858,128,722 (0)	1,929,304,032 (0)	32,768,128,952 (0)
第15期	自 2013年2月26日 至 2013年3月25日	2,210,704,995 (0)	1,304,377,885 (0)	33,674,456,062 (0)
第16期	自 2013年3月26日 至 2013年4月25日	24,441,228 (0)	3,459,837,554 (0)	30,239,059,736 (0)

(注1) ( )内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

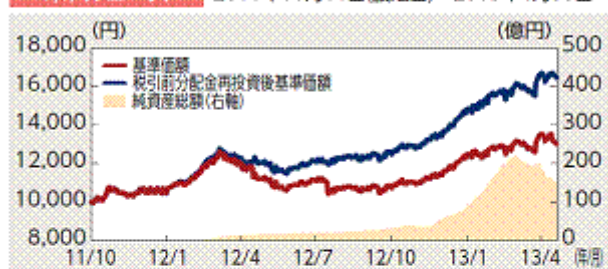
## (参考)運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

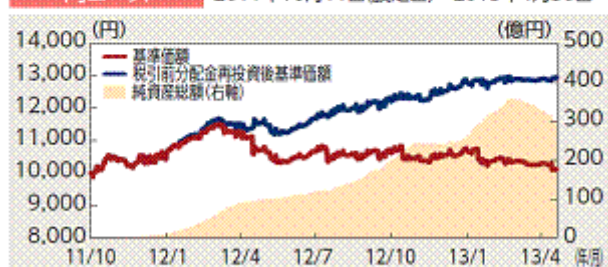
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

米ドルコース 2011年10月11日(設定日)～2013年4月30日



円コース 2011年10月11日(設定日)～2013年4月30日



## 基準価額・純資産総額

2013年4月30日現在

	米ドルコース	円コース
基準価額	13,023円	10,118円
純資産総額	151.8億円	301.7億円

## 期間別騰落率(%) (税引前分配金再投資)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
米ドルコース	4.69	9.26	27.41	33.46	—	—	64.50
円コース	0.64	1.71	4.25	11.01	—	—	29.34

## 分配の推移(円) (1万口当たり、税引前)

## 米ドルコース

決算日	12/5/25	12/6/25	12/7/25	12/8/27	12/9/25	12/10/25	12/11/26
分配金	80	80	540	80	80	80	80
決算日	12/12/25	13/1/25	13/2/25	13/3/25	13/4/25	前年1年累計	設定来累計
分配金	80	320	80	80	320	1,900	2,720

## 円コース

決算日	12/5/25	12/6/25	12/7/25	12/8/27	12/9/25	12/10/25	12/11/26
分配金	80	80	350	80	80	270	80
決算日	12/12/25	13/1/25	13/2/25	13/3/25	13/4/25	前年1年累計	設定来累計
分配金	80	320	80	80	210	1,790	2,610

●税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

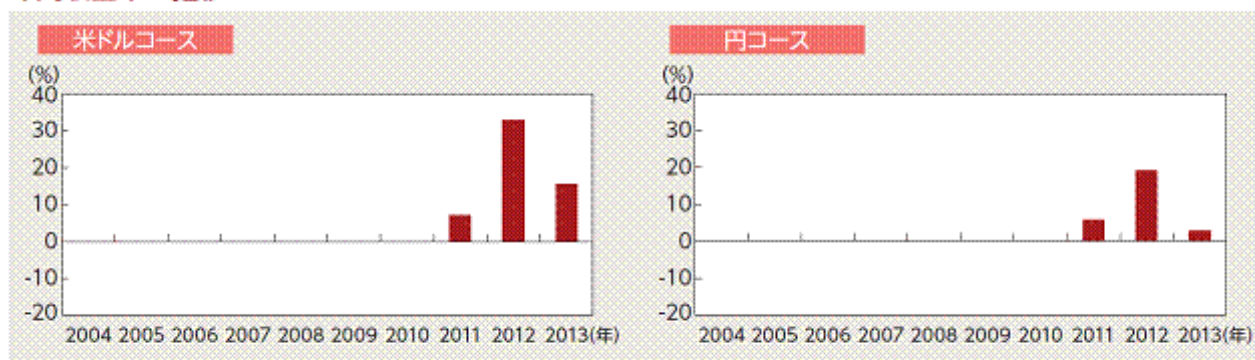
## 主要な資産の状況

	銘柄名	国名	クーポン	償還日	業種(セクター)*1	格付け*2	比率 (米ドルコース)	比率 (円コース)
1	BHARTI AIRTEL INTERNATIONAL	インド	5.125%	2023/3/11	通信	BB+	3.6%	3.6%
2	SM INVESTMENTS	フィリピン	4.25%	2019/10/17	消費(景気循環型)	NA	3.3%	3.3%
3	COUNTRY GARDEN HOLDINGS	中国	11.125%	2018/2/23	不動産	BB-	2.7%	2.7%
4	BERAU CAPITAL RESOURCES	インドネシア	12.5%	2015/7/8	エネルギー	B+	2.5%	2.5%
5	EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP	中国	13%	2015/1/27	不動産	B	2.1%	2.0%
6	SPARKLE ASSETS	中国	6.875%	2020/1/30	商工業	B+	1.9%	1.9%
7	LISTRINDO CAPITAL	インドネシア	6.95%	2019/2/21	公益事業	BB-	1.9%	1.9%
8	CAPITALAND TREASURY	シンガポール	4.076%	2022/9/20	不動産	NA	1.8%	1.8%
9	GLOBAL A&T ELECTRONICS	シンガポール	10%	2019/2/1	消費(非景気循環型)	B	1.8%	1.8%
10	PETRON	フィリピン	7.5%	2049/12/31	エネルギー	NA	1.8%	1.8%

\*1 セクターは、Bloombergのセクター分類を使用しています。

\*2 格付けは、スタンダード&プアーズ、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスのいずれかの格付機関の低い方の格付けを使用しています。NAは格付機関からの開示がないことを表しています。

## 年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。●本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載していません。●2011年は設定日(10月11日)から年末まで、2013年は1月から4月末までの騰落率を表示しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日<sup>\*1</sup>受け付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*2</sup>までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

\*1 英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはシンガポール証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはシンガポールの銀行の休業日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします。

\*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「アジハイドル」「アジハイ円」）。

(4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 販売会社によっては、米ドルコース、円コースおよびアジア通貨コースとの間でのスイッチング（乗換え）ができます。ただし、販売会社によっては、いずれかのコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合、スイッチングの際に申込手数料がかかる場合があります。スイッチングのお買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様にスイッチングにより換金されるコースに対し、税金がかかることにつき、ご注意ください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

## 2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日<sup>\*1</sup>受け付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*2</sup>までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\*1 「ファンド休業日」を除きます。

\*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「アジハイドル」「アジハイ円」）。

(5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日の一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容が重大なものに該当する場合には、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更等」に定める書面決議にて当該重大な約款変更等に反対した受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、書面決議にて当該解約に反対した受益者についても同様です。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「アジハイドル」「アジハイ円」）。年2回（4月および10月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2011年10月11日から開始し、2021年10月25日を終了日とします。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。また、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は信託契約締結日から2012年1月25日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5)【その他】

##### a. 信託の終了

##### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各コースそれぞれについて、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、当該コースについて、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。委託会社は、かかる事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。繰上償還を行う場合は、下記(c) ~ に定める書面決議による手続きを準用します。

##### (b) 主要投資対象とする投資信託証券に関わる繰上償還

委託会社は、本ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

##### (c) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続きを準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合

において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、上記の事項について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

の書面決議において、受益者（委託会社および本ファンドの信託財産に本ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本(c)および下記b.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 から までに規定する手続きが困難な場合には適用しません。

#### b. 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本b.「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

から までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

#### c. その他の契約の変更

##### (a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

##### (b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMロンドンおよびGSAMシンガポール）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生じめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

## d．反対者の買取請求権

上記 a．に規定する信託契約の解約または上記 b．に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記 a．および b．に規定する書面に付記します。

## e．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## f．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

## g．投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

## h．混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本 h．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

## i．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## j．一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

## k．再投資の指図

委託会社は、上記の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にか

かる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

l. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

m. 信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託期間を延長することができます。

n. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

##### (1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

##### (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

##### (5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

##### (6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース及びG Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コースの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 米ドルコース及び円コースの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 米ドルコース及び円コースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2012年10月26日から2013年4月25日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド米ドルコース】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2012年10月25日現在)	当期 (2013年4月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	220,735,662	677,444,034
投資信託受益証券	3,669,833,309	14,835,387,064
投資証券	80,641,498	399,244,724
派生商品評価勘定	77,400	524,960
未収入金	-	677,008,001
未収利息	483	987
流動資産合計	3,971,288,352	16,589,609,770
資産合計	3,971,288,352	16,589,609,770
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	119,865,000	-
未払収益分配金	27,661,978	375,478,577
未払解約金	30,800,928	685,434,287
未払受託者報酬	82,561	496,982
未払委託者報酬	4,678,490	28,162,311
その他未払費用	130,987	122,866
流動負債合計	183,219,944	1,089,695,023
負債合計	183,219,944	1,089,695,023
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,457,747,294	11,733,705,539
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	330,321,114	3,766,209,208
(分配準備積立金)	79,582,716	1,100,464,060
元本等合計	3,788,068,408	15,499,914,747
純資産合計	3,788,068,408	15,499,914,747
負債純資産合計	3,971,288,352	16,589,609,770

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2012年4月26日 至 2012年10月25日	当期 自 2012年10月26日 至 2013年4月25日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	240,391,712	899,843,110
受取利息	22,669	188,410
有価証券売買等損益	53,301,219	419,723,870
為替差損益	2,673,302	2,512,453,452
営業収益合計	189,786,464	2,992,761,102
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	350,705	1,881,857
委託者報酬	19,873,268	106,638,257
その他費用	582,553	429,574
営業費用合計	20,806,526	108,949,688
営業利益又は営業損失( )	168,979,938	2,883,811,414
経常利益又は経常損失( )	168,979,938	2,883,811,414
当期純利益又は当期純損失( )	168,979,938	2,883,811,414
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,121,851	302,903,896
期首剰余金又は期首欠損金( )	169,324,432	330,321,114
剰余金増加額又は欠損金減少額	199,901,287	4,094,164,053
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	199,901,287	4,094,164,053
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,427,361	2,241,307,123
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,427,361	2,241,307,123
分配金	193,335,331	997,876,354
期末剰余金又は期末欠損金( )	330,321,114	3,766,209,208

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2012年4月26日 至 2012年10月25日	当期 自 2012年10月26日 至 2013年4月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2012年10月25日現在)	当期 (2013年4月25日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,318,170,207円	3,457,747,294円
期中追加設定元本額	2,329,804,070円	17,347,935,523円
期中一部解約元本額	190,226,983円	9,071,977,278円
2. 受益権の総数	3,457,747,294口	11,733,705,539口

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期	当期
	自 2012年4月26日 至 2012年10月25日	自 2012年10月26日 至 2013年4月25日
分配金の計算過程		
	2012年4月26日から 2012年5月25日までの計算期間	2012年10月26日から 2012年11月26日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	13,672,833円	27,877,769円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	210,884,513円	405,119,657円
分配準備積立金額	10,836,871円	68,442,530円
本ファンドの分配対象収益額	235,394,217円	501,439,956円
本ファンドの期末残存口数	1,613,110,895口	3,214,287,453口
1口当たり収益分配対象額	0.145925円	0.156003円
1口当たり分配金額	0.0080円	0.0080円
収益分配金金額	12,904,887円	25,714,299円
	2012年5月26日から 2012年6月25日までの計算期間	2012年11月27日から 2012年12月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	49,058,162円	100,412,694円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	129,462,362円
収益調整金額	226,004,725円	794,603,119円
分配準備積立金額	11,604,817円	59,592,296円
本ファンドの分配対象収益額	286,667,704円	1,084,070,471円
本ファンドの期末残存口数	1,718,775,742口	5,606,120,988口
1口当たり収益分配対象額	0.166785円	0.193372円
1口当たり分配金額	0.0080円	0.0080円
収益分配金金額	13,750,205円	44,848,967円
	2012年6月26日から 2012年7月25日までの計算期間	2012年12月26日から 2013年1月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	13,837,423円	107,984,369円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	552,421,909円
収益調整金額	248,333,088円	1,730,042,458円
分配準備積立金額	46,912,774円	210,759,431円
本ファンドの分配対象収益額	309,083,285円	2,601,208,167円
本ファンドの期末残存口数	1,854,983,978口	9,486,494,928口
1口当たり収益分配対象額	0.166623円	0.274201円
1口当たり分配金額	0.0540円	0.0320円
収益分配金金額	100,169,134円	303,567,837円

区分	前期	当期
	自 2012年 4 月26日 至 2012年10月25日	自 2012年10月26日 至 2013年 4 月25日
	2012年 7 月26日から 2012年 8 月27日までの計算期間	2013年 1 月26日から 2013年 2 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	17,322,268円	119,611,567円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	535,912,727円
収益調整金額	255,334,301円	3,403,588,261円
分配準備積立金額	1,321円	525,215,756円
本ファンドの分配対象収益額	272,657,890円	4,584,328,311円
本ファンドの期末残存口数	2,247,499,845口	15,461,177,666口
1口当たり収益分配対象額	0.121316円	0.296505円
1口当たり分配金額	0.0080円	0.0080円
収益分配金金額	17,979,998円	123,689,421円
	2012年 8 月28日から 2012年 9 月25日までの計算期間	2013年 2 月26日から 2013年 3 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	78,715,725円	127,736,034円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	302,862,549円	3,504,233,652円
分配準備積立金額	2,029円	945,741,605円
本ファンドの分配対象収益額	381,580,303円	4,577,711,291円
本ファンドの期末残存口数	2,608,641,217口	15,572,156,736口
1口当たり収益分配対象額	0.146275円	0.293967円
1口当たり分配金額	0.0080円	0.0080円
収益分配金金額	20,869,129円	124,577,253円
	2012年 9 月26日から 2012年10月25日までの計算期間	2013年 3 月26日から 2013年 4 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	50,738,808円	270,367,545円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	498,994,400円
収益調整金額	429,028,041円	2,665,745,148円
分配準備積立金額	56,505,886円	706,580,692円
本ファンドの分配対象収益額	536,272,735円	4,141,687,785円
本ファンドの期末残存口数	3,457,747,294口	11,733,705,539口
1口当たり収益分配対象額	0.155093円	0.352973円
1口当たり分配金額	0.0080円	0.0320円
収益分配金金額	27,661,978円	375,478,577円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2012年4月26日 至 2012年10月25日	当期 自 2012年10月26日 至 2013年4月25日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は投資信託受益証券、投資証券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 2012年 4 月26日 至 2012年10月25日	当期 自 2012年10月26日 至 2013年 4 月25日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 (2012年10月25日現在)	当期 (2013年 4 月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	6,234,056	173,914,989
投資証券	6,781	14,710
合計	6,240,837	173,900,279

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	前期(2012年10月25日現在)				当期(2013年4月25日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	119,772,600	-	119,850,000	77,400	-	-	-	-
	売建 米ドル	-	-	-	-	677,464,960	-	676,940,000	524,960
	合計	119,772,600	-	119,850,000	77,400	677,464,960	-	676,940,000	524,960

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2012年10月25日現在)	当期 (2013年4月25日現在)
1口当たり純資産額	1.0955円	1.3210円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (ア) 株式

該当事項はありません。

## (イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニ ット・トラスト-ゴールドマン・サックス・アジア・ハ イ・イールド・ボンド・FX・サブ・トラスト クラス 10	14,679,293.912	149,009,512.50	
	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ ファンド インスティテューショナル・アキュムレー ション・シェアクラス	328.351	4,010,091.65	
小計				153,019,604.15	
				(15,234,631,788)	
合計				15,234,631,788	
				(15,234,631,788)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
 2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。  
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	97.4%	-	100.0%
	投資証券 1銘柄	-	2.6%	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

【GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース】  
(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2012年10月25日現在)	当期 (2013年4月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	79,910,000	-
コール・ローン	1,592,338,817	1,241,695,011
投資信託受益証券	21,735,041,904	29,850,671,019
投資証券	462,339,196	715,682,443
派生商品評価勘定	455,620	362,840
未収入金	-	467,932,000
未収利息	3,486	1,810
流動資産合計	23,870,089,023	32,276,345,123
資産合計	23,870,089,023	32,276,345,123
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	210,848,100	511,312,880
未払金	934,947,000	12,656,400
未払収益分配金	569,213,315	635,020,254
未払解約金	133,104,481	536,443,350
未払受託者報酬	508,407	885,755
未払委託者報酬	28,809,822	50,192,919
その他未払費用	548,286	300,416
流動負債合計	1,877,979,411	1,746,811,974
負債合計	1,877,979,411	1,746,811,974
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	21,081,974,652	30,239,059,736
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	910,134,960	290,473,413
(分配準備積立金)	49,280,409	47,439
元本等合計	21,992,109,612	30,529,533,149
純資産合計	21,992,109,612	30,529,533,149
負債純資産合計	23,870,089,023	32,276,345,123

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2012年4月26日 至 2012年10月25日	当期 自 2012年10月26日 至 2013年4月25日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	1,441,796,961	2,195,635,245
受取利息	141,104	490,555
有価証券売買等損益	273,716,726	637,319,025
為替差損益	27,864,359	50,945,988
営業収益合計	1,140,356,980	1,507,860,787
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	2,144,705	4,545,174
委託者報酬	121,533,296	257,559,887
その他費用	2,236,720	1,153,303
営業費用合計	125,914,721	263,258,364
営業利益又は営業損失( )	1,014,442,259	1,244,602,423
経常利益又は経常損失( )	1,014,442,259	1,244,602,423
当期純利益又は当期純損失( )	1,014,442,259	1,244,602,423
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	20,974,333	70,469,974
期首剰余金又は期首欠損金( )	513,456,258	910,134,960
剰余金増加額又は欠損金減少額	890,484,404	1,138,487,525
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	890,484,404	1,138,487,525
剰余金減少額又は欠損金増加額	101,210,227	501,910,467
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	101,210,227	501,910,467
分配金	1,386,063,401	2,430,371,054
期末剰余金又は期末欠損金( )	910,134,960	290,473,413

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2012年 4月26日 至 2012年10月25日	当期 自 2012年10月26日 至 2013年 4月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2012年10月25日現在)	当期 (2013年 4月25日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	8,699,770,672円	21,081,974,652円
期中追加設定元本額	14,402,767,382円	22,509,828,209円
期中一部解約元本額	2,020,563,402円	13,352,743,125円
2. 受益権の総数	21,081,974,652口	30,239,059,736口

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 自 2012年 4 月26日 至 2012年10月25日	当期 自 2012年10月26日 至 2013年 4 月25日
分配金の計算過程		
	2012年 4 月26日から 2012年 5 月25日までの計算期間	2012年10月26日から 2012年11月26日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	77,715,730円	167,640,823円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	628,729,608円	1,674,249,741円
分配準備積立金額	48,113,672円	45,938,957円
本ファンドの分配対象収益額	754,559,010円	1,887,829,521円
本ファンドの期末残存口数	9,964,976,997口	23,266,306,240口
1口当たり収益分配対象額	0.075721円	0.081140円
1口当たり分配金額	0.0080円	0.0080円
収益分配金金額	79,719,815円	186,130,449円
	2012年 5 月26日から 2012年 6 月25日までの計算期間	2012年11月27日から 2012年12月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	282,117,015円	434,227,011円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	693,707,037円	1,720,645,637円
分配準備積立金額	45,732,857円	23,459,022円
本ファンドの分配対象収益額	1,021,556,909円	2,178,331,670円
本ファンドの期末残存口数	10,745,064,524口	23,352,742,071口
1口当たり収益分配対象額	0.095072円	0.093279円
1口当たり分配金額	0.0080円	0.0080円
収益分配金金額	85,960,516円	186,821,936円
	2012年 6 月26日から 2012年 7 月25日までの計算期間	2012年12月26日から 2013年 1 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	95,161,088円	317,874,136円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	784,189,168円	2,168,381,241円
分配準備積立金額	237,186,716円	255,261,991円
本ファンドの分配対象収益額	1,116,536,972円	2,741,517,368円
本ファンドの期末残存口数	11,686,089,998口	27,839,304,262口
1口当たり収益分配対象額	0.095544円	0.098476円
1口当たり分配金額	0.0350円	0.0320円
収益分配金金額	409,013,149円	890,857,736円

区分	前期	当期
	自 2012年 4 月26日 至 2012年10月25日	自 2012年10月26日 至 2013年 4 月25日
	2012年 7 月26日から 2012年 8 月27日までの計算期間	2013年 1 月26日から 2013年 2 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	105,570,519円	197,406,313円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	841,495,988円	2,197,158,189円
分配準備積立金額	6,964円	33,987円
本ファンドの分配対象収益額	947,073,471円	2,394,598,489円
本ファンドの期末残存口数	13,738,283,546口	32,768,128,952口
1口当たり収益分配対象額	0.068936円	0.073077円
1口当たり分配金額	0.0080円	0.0080円
収益分配金金額	109,906,268円	262,145,031円
	2012年 8 月28日から 2012年 9 月25日までの計算期間	2013年 2 月26日から 2013年 3 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	474,085,132円	226,887,568円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,062,482,565円	2,191,390,561円
分配準備積立金額	11,960円	43,388円
本ファンドの分配対象収益額	1,536,579,657円	2,418,321,517円
本ファンドの期末残存口数	16,531,292,292口	33,674,456,062口
1口当たり収益分配対象額	0.092949円	0.071814円
1口当たり分配金額	0.0080円	0.0080円
収益分配金金額	132,250,338円	269,395,648円
	2012年 9 月26日から 2012年10月25日までの計算期間	2013年 3 月26日から 2013年 4 月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	289,648,568円	533,193,403円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,503,285,023円	1,929,667,555円
分配準備積立金額	328,845,156円	29,137円
本ファンドの分配対象収益額	2,121,778,747円	2,462,890,095円
本ファンドの期末残存口数	21,081,974,652口	30,239,059,736口
1口当たり収益分配対象額	0.100644円	0.081447円
1口当たり分配金額	0.0270円	0.0210円
収益分配金金額	569,213,315円	635,020,254円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2012年4月26日 至 2012年10月25日	当期 自 2012年10月26日 至 2013年4月25日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は投資信託受益証券、投資証券であり、売買目的で保有しております。デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。投資対象とする金融商品の主なりリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 2012年 4 月26日 至 2012年10月25日	当期 自 2012年10月26日 至 2013年 4 月25日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 (2012年10月25日現在)	当期 (2013年 4 月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	56,755,932	349,938,908
投資証券	43,272	26,370
合計	56,799,204	349,912,538

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	前期（2012年10月25日現在）				当期（2013年4月25日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引	854,637,780	-	854,930,000	292,220	-	-	-	-
	買建米ドル 売建米ドル	22,027,907,300	-	22,238,592,000	210,684,700	30,495,806,960	-	31,006,757,000	510,950,040
合計		22,882,545,080	-	23,093,522,000	210,392,480	30,495,806,960	-	31,006,757,000	510,950,040

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	前期 自 2012年4月26日 至 2012年10月25日			当期 自 2012年10月26日 至 2013年4月25日		
	取引の 内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 特定期間の末日における残高	取引の 内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 特定期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 (投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委託 会社の利害関係人等)	-	-	-	有価証券 等売買手 数料	為替 - 円	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

## (1口当たり情報)

区分	前期 (2012年10月25日現在)	当期 (2013年4月25日現在)
1口当たり純資産額	1.0432円	1.0096円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (ア)株式

該当事項はありません。

## (イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニ ット・トラスト-ゴールドマン・サックス・アジア・ハ イ・イールド・ボンド・FX・サブ・トラスト クラス 10	29,536,591.898	299,825,944.35	
	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー- ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ ファンド インスティテューショナル・アキュムレ ーション・シェアクラス	588.599	7,188,453.63	
小計				307,014,397.98	
				(30,566,353,462)	
合計				30,566,353,462	
				(30,566,353,462)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	97.7%	-	100.0%
	投資証券 1銘柄	-	2.3%	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## 参考情報

G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース及びG Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コースは、「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・FX・サブ・トラスト クラスI0」を主要投資対象としております。

「ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド・ボンド・FX・サブ・トラスト クラスI0」は、英領ケイマン諸島籍の契約型の外国投資信託です。同投資信託受益証券は、2012年3月31日に計算期間が終了し、英領ケイマン諸島において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

なお、以下に掲載する「資産負債計算書」の情報は、財務書類から抜粋・翻訳したものであり、「投資有価証券明細表」の情報は、当該投資信託受益証券の事務代行会社より入手したデータ（現地2012年3月31日現在）に基づき作成しています。全てのクラスが対象となっております。また、以下に掲載する情報は監査対象外です。

ゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラスト - ゴールドマン・サックス・アジア・ハイ・イールド  
・ボンド・FX・サブ・トラスト クラス10

資産負債計算書  
2012年3月31日現在

(単位:米ドル)

資産	
流動資産	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	313,240,886
現金	924,021
未収利息	5,712,536
投資売却未収金	1,719,317
投資信託証券売却未収金	13,957,500
払戻費用未収金	100,805
資産合計	335,655,065
負債	
流動負債	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	301,708
前受スワッププレミアム料	84,875
投資購入未払金	23,539,428
投資信託証券買戻未払金	617,619
未払保管費用	23,939
未払投資顧問報酬	95,645
未払監査報酬	55,520
未払管理事務代行報酬	16,616
未払名義書換事務代行報酬	3,959
未払弁護士報酬	3,718
未払受託報酬	2,801
未払投資主サービス報酬	10,797
その他負債	1,506
負債合計	24,758,131
純資産	310,896,934

投資有価証券明細表  
2012年3月31日現在

額面	名称	償還年月日	評価額 (米ドル)
	社債		
	オフショア人民元		
6,000,000	MELCO CRO 3.75% 05/09/13 /CNH/ 中国元	05/09/2013	938,146
2,000,000	SHUI ON L 4.5% 09/29/15 /CNY/	09/29/2015	309,598
4,000,000	EVERGRAND 7.5% 01/19/14 /CNY/	01/19/2014	570,499
10,000,000	EVERGRAND 9.25% 01/19/16 /CNY/	01/19/2016	1,393,575
2,100,000	SHUI ON D 7.625% 01/26/15 /CNY/ 香港ドル	01/26/2015	325,513
4,000,000	WHARF FIN 2.3% 06/07/14 /HKD/ 米ドル	06/07/2014	496,278
8,000,000	PETROLEOS VENEZ 5.25% 4/12/17	04/12/2017	6,040,000
650,000	BANK OF BARODA V/R 5/25/22	05/25/2022	638,625
3,800,000	BW GROUP LTD 6.625% 6/28/17	06/28/2017	3,714,500
5,810,000	VEDANTA RESOURCES 9.5% 7/18/18	07/18/2018	5,839,050
7,000,000	GT 2005 BONDS S/UP 07/21/14	07/21/2014	6,650,579
960,000	PETRONAS CAPIT 5.25% 08/12/19	08/12/2019	1,070,712
720,000	HUTCHISON WHAM 5.75% 09/11/19	09/11/2019	795,917
6,440,000	PT ADARO INDON 7.625% 10/22/19	10/22/2019	6,987,606
8,140,000	NOBLE GROUP LTD 6.75% 1/29/20	01/29/2020	8,017,900
3,770,000	STAR ENERGY GE 11.5% 02/12/15	02/12/2015	4,118,725
1,800,000	VEDANTA RES JSY II	03/30/2017	1,721,520
2,300,000	COUNTRY GARDEN 11.25% 04/22/17	04/22/2017	2,277,000
2,220,000	AGILE PROPERTY 8.875% 04/28/17	04/28/2017	2,064,600
610,000	KAISA GROUP HO 13.5% 04/28/15	04/28/2015	582,550
1,000,000	BAKRIE TELECOM 11.5% 05/07/15	05/07/2015	750,000
5,300,000	SIGMA CAPITAL 9% 04/30/15	04/30/2015	5,552,162
990,000	MCE FINANCE LTD 10.25% 5/15/18	05/15/2018	1,111,275
8,420,000	EVERGRANDE REA 13% 01/27/15	01/27/2015	8,209,500
9,270,000	BERAU CAPITAL 12.5% 07/08/15	07/08/2015	10,405,575
2,810,000	FIRST PACIFIC 7.375% 07/24/17	07/24/2017	3,105,050
7,330,000	INDOSAT PALAPA 7.375% 07/29/20	07/29/2020	8,117,975
420,000	AGILE PROPERTY 10% 11/14/16	11/14/2016	414,204
3,240,000	CHINA ORIENTAL 8% 08/18/15	08/18/2015	2,972,700
5,410,000	ALLIANCE GLOB 6.5% 08/18/17	08/18/2017	5,761,650
3,160,000	ROAD KING INFR 9.5% 09/21/15	09/21/2015	2,867,700
2,500,000	FPT FINANCE LT 6.375% 09/28/20	09/28/2020	2,601,596
4,390,000	BUMI INVESTMENT 10.75 10/6/17	10/06/2017	4,741,200
1,500,000	KWG PROPERTY H 12.5% 08/18/17	08/18/2017	1,398,750
500,000	RELIANCE HOLDI 6.25% 10/19/40	10/19/2040	461,250
2,160,000	NOBLE GROUP LT 8.5% /PERP/	12/31/2049	1,922,896
3,780,000	PACNET LTD 9.25% 11/09/15	11/09/2015	3,534,300
1,540,000	CHINA FORESTRY 7.75% 11/17/15	11/17/2015	877,800
2,000,000	AEROSPACE SATE 12.75% 11/16/15	11/16/2015	2,090,000
1,500,000	YUZHOU PROPERT 13.5% 12/15/15	12/15/2015	1,305,000
130,000	STATS CHIPPAAC 5.375% 03/31/16	03/31/2016	132,600
3,500,000	ALTUS CAPITAL PTE LTD	02/10/2015	3,570,439
4,030,000	ENERGY DEVELOP 6.5% 01/20/21	01/20/2021	4,231,500
10,810,000	COUNTRY GARDEN 11.12% 02/23/18	02/23/2018	10,566,775
5,820,000	HYVA GLOBAL BV 8.625% 03/24/16	03/24/2016	4,947,080
930,000	DEV BANK PHILI 5.5% 03/25/21	03/25/2021	985,800
3,860,000	YANLORD LAND G 10.62% 03/29/18	03/29/2018	3,416,100
2,300,000	KWG PROPERTY H 12.75% 03/30/16	03/30/2016	2,219,500
1,740,000	PTTEP CANADA I 5.692% 04/05/21	04/05/2021	1,857,102
6,390,000	WINSWAY COKING 8.5% 04/08/16	04/08/2016	5,112,000
11,420,000	FRANSHION DEVE 6.75% 04/15/21	04/15/2021	9,935,400
2,350,000	BHIRA INVESTME V/R 04/27/71	04/27/2071	2,379,375
460,000	CNPC HK OVERSE 5.95% 04/28/41	04/28/2041	522,723
200,000	CNPC HK OVERSE 4.5% 04/28/21	04/28/2021	210,335
310,000	CNPC HK OVERSE 4.5% 04/28/21	04/28/2021	326,019
3,500,000	BIG WILL INVES 10.87% 04/29/16	04/29/2016	3,185,000
8,447,000	ROYAL CAPITAL 8.375% /PERP/	12/31/2049	8,531,470
8,200,000	FOSUN INTERNAT 7.5% 05/12/16	05/12/2016	7,667,000
2,460,000	MIE HOLDINGS C 9.75% 05/12/16	05/12/2016	2,435,400
5,300,000	ENN ENERGY HOL 6% 05/13/21	05/13/2021	5,060,048
1,100,000	PERTAMINA PT 5.25% 05/23/21	05/23/2021	1,152,250
2,000,000	BUMI CAPITAL PTE LTD	11/10/2016	2,205,000
3,130,000	PERTAMINA PERSERO PT	05/27/2041	3,380,400
8,990,000	VEDANTA RESOUR 8.25% 06/07/21	06/07/2021	8,326,988
1,940,000	LONKING HOLDIN 8.5% 06/03/16	06/03/2016	1,804,200
5,830,000	VIMPEL.COM HLDG 7.504% 03/01/22	03/01/2022	5,625,950
610,000	ZIJIN INTL FIN 4.25% 06/30/16	06/30/2016	622,505
1,410,000	NTPC LTD 5.625% 07/14/21	07/14/2021	1,421,139
5,500,000	HUTCH WHAMPOA 3.5% 01/13/17	01/13/2017	5,574,785
3,280,000	HUTCH WHAMPOA 4.625% 01/13/22	01/13/2022	3,293,883
2,280,000	PETROLEOS DE V 9% 11/17/21	11/17/2021	1,846,800
2,000,000	LS FINANCE (2017) LTD	01/26/2017	2,062,469

## 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

額面	名称	償還年月日	評価額 (米ドル)
2,060,000	WHARF FINANCE 4.625% 02/08/17	02/08/2017	2,146,759
1,840,000	ROSY UNICORN L 6.5% 02/09/17	02/09/2017	1,907,870
560,000	BDO UNIBANK IN 4.5% 02/16/17	02/16/2017	556,284
580,000	RELIANCE HOLDI 5.4% 02/14/22	02/14/2022	572,808
8,580,000	LISTRINDO CAPI 6.95% 02/21/19	02/21/2019	8,783,346
3,800,000	CHEUNG KONG IN 7% /PERP/	12/31/2049	3,819,000
3,800,000	MMI INTERNATIO 8% 03/01/17	03/01/2017	3,866,500
1,400,000	RELIANCE HOLDI 5.4% 02/14/22	02/14/2022	1,383,486
4,010,000	BERAU COAL ENE 7.25% 03/13/17	03/13/2017	4,040,075
2,600,000	CARMEN COPPER 6.5% 03/21/17	03/21/2017	2,562,371
2,340,000	OZ WING CAYMAN V/R 02/27/17	02/27/2017	2,340,070
2,600,000	CITIC PACIFIC 6.875% 01/21/18	01/21/2018	2,607,456
7,000,000	AGILE PROPERTY 9.875% 03/20/17	03/20/2017	6,756,483
1,030,000	CMT MTN PTE LT 3.731% 03/21/18	03/21/2018	1,033,214
2,930,000	KWG PROPERTY H 13.25% 03/22/17	03/22/2017	2,824,978
860,000	EMIRATES NBD P 4.625% 03/28/17	03/28/2017	853,550
1,430,000	MONGOLIAN MINI 8.875% 03/29/17	03/29/2017	1,415,700
3,770,000	HOWES CAPITAL 4.75% 04/10/17	04/10/2017	3,788,901
6,750,000	CHINA RESOURCE 4.5% 04/05/22	04/05/2022	6,617,952
社債合計			295,238,312

額面 / 口数	名称	評価額 (米ドル)
	投資信託証券 米ドル	
14,728,261	GOLDMAN SACHS AM US LIQD RSRV	14,728,261
投資信託証券合計		14,728,261

元本	外国為替予約取引	未実現利益 (米ドル)
2,577,515	売買目的の外国為替予約取引	6,219
24,199,519	ヘッジ目的の外国為替予約取引	439,594
外国為替予約取引における未実現利益合計		445,813

元本	外国為替予約取引	未実現損失 (米ドル)
25,493,333	ヘッジ目的の外国為替予約取引	(301,708)
外国為替予約取引における未実現損失合計		(301,708)

想定元本額	名称	未実現利益 (米ドル)
4,850,000	クレジット・デフォルト・スワップ	11,253
スワップ契約における未実現利益合計		11,253

額面	名称	満期日	評価額 (米ドル)
	定期預金 米ドル		
2,817,247	TD SOCIETE G 0.18% 04/02/12	04/02/2012	2,817,247
定期預金合計			2,817,247

## 2【ファンドの現況】

< G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース >

### 【純資産額計算書】

(2013年4月30日現在)

資産総額	16,053,755,224円
負債総額	872,859,513円
純資産総額（ - ）	15,180,895,711円
発行済口数	11,656,840,667口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3023円

< G Sアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コース >

### 純資産額計算書

(2013年4月30日現在)

資産総額	61,539,745,318円
負債総額	31,368,249,969円
純資産総額（ - ）	30,171,495,349円
発行済口数	29,818,867,956口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0118円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

### b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

### d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

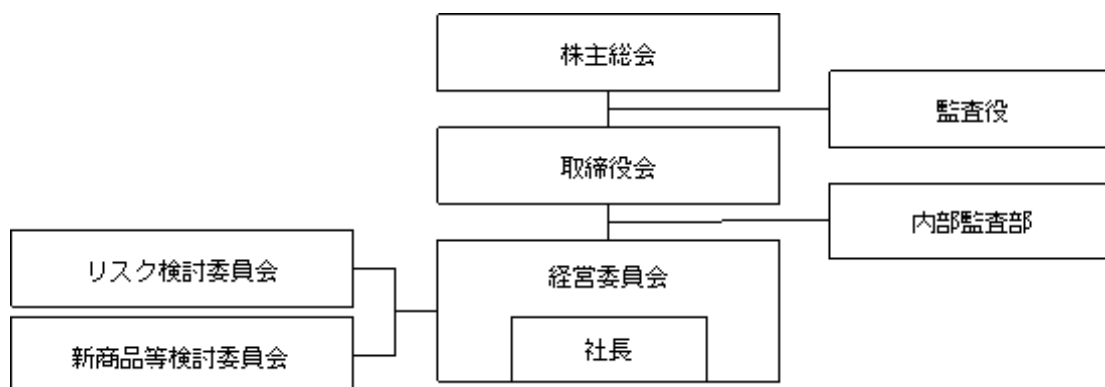
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

##### 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部およびマルチプロダクト・ファンド室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### 委託会社の運用するファンド

2013年5月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	97	1,503,624,388,818
合計	97	1,503,624,388,818

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

期別		第17期 (平成24年3月31日現在)			第18期 (平成25年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			3,285,446			3,799,436	
有価証券			11,797,976			10,197,717	
支払委託金			25			51	
収益分配金		25			51		
前払費用			468			-	
未収入金	* 1		406,284			-	
未収委託者報酬			1,064,467			1,349,584	
未収運用受託報酬			1,026,201			1,052,020	
未収収益			159,925			250,263	
立替金			34,566			58,689	
繰延税金資産			489,782			655,118	
流動資産計			18,265,146	90.9		17,362,882	78.5
固定資産							
無形固定資産			694			-	
その他の無形固定資産		694			-		
投資その他の資産			1,830,583			4,744,062	
投資有価証券		684,540			3,515,336		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,135,876			1,218,726		
その他の投資等		166			-		
固定資産計			1,831,278	9.1		4,744,062	21.5
資産合計			20,096,424	100.0		22,106,945	100.0

期別		第17期 (平成24年3月31日現在)			第18期 (平成25年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			82			296	
未払金			853,668			533,934	
未払収益分配金		151			177		
未払償還金		72			72		
未払手数料		447,157			533,685		
その他未払金		406,287			-		
未払費用			1,998,271			2,373,586	
未払法人税等			190,726			678,381	
未払消費税等			30,533			99,850	
流動負債計			3,073,282	15.3		3,686,048	16.7
固定負債							
長期未払費用			2,945,495			3,835,760	
役員退職慰労引当金			222,911			222,911	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			3,169,057	15.8		4,059,322	18.4
負債合計			6,242,339	31.1		7,745,371	35.0

期別		第17期 (平成24年3月31日現在)			第18期 (平成25年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			12,921,678			13,224,106	
その他利益剰余金		12,921,678			13,224,106		
繰越利益剰余金		12,921,678			13,224,106		
株主資本合計			13,801,678	68.7		14,104,106	63.8
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		52,406			257,467		
評価・換算差額等合計			52,406	0.3		257,467	1.2
純資産合計			13,854,085	68.9		14,361,574	65.0
負債・純資産合計			20,096,424	100.0		22,106,945	100.0

## (2) 【損益計算書】

期別		第17期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日			第18期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日					
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
経常 損益 の部	営業 損益 の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%	
		委託者報酬			9,262,739		10,394,695			
		運用受託報酬			5,636,349		5,903,536			
		その他営業収益	* 2		5,514,145		5,346,245			
		営業収益計			20,413,234	100.0	21,644,477	100.0		
		営業費用								
		支払手数料			4,702,587		4,828,407			
		広告宣伝費			165,456		356,368			
		調査費			4,318,795		4,843,198			
		委託調査費	* 2	4,318,795			4,843,198			
		委託計算費			163,984		187,048			
		営業雑経費			365,639		412,224			
		通信費		212,981			254,451			
		印刷費		130,935			128,462			
		協会費		21,722			29,310			
		営業費用計			9,716,463	47.6	10,627,248	49.1		
		一般管理費								
		給料			5,308,793		6,758,363			
		役員報酬		163,438			178,109			
		給料・手当		2,866,902			2,621,391			
		賞与		488,900			1,291,499			
		株式従業員報酬	* 1	199,573			807,717			
		その他の報酬		1,589,978			1,859,646			
		交際費			26,547		38,921			
		寄付金			92,237		19,338			
		旅費交通費			204,386		167,344			
		租税公課			60,314		49,118			
		不動産賃借料			458,251		482,119			
		退職給付費用			635,720		843,772			
		固定資産減価償却費			24,336		-			
事務委託費			386,181		457,831					
諸経費			1,284,675		1,084,126					
一般管理費計			8,481,445	41.5	9,900,937	45.7				
営業利益			2,215,325	10.9	1,116,291	5.2				

期別		第17期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日			第18期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外収益							
	収益分配金			-			68,834	
	受取利息			21,224			16,255	
	投資有価証券売却益			77,795			-	
	株式従業員報酬	* 1,2		251,012			-	
	為替差益			-			14,373	
	雑益			2,903			52	
	営業外収益計			352,935	1.7		99,515	0.5
	営業外費用							
	支払利息			0			26	
	株式従業員報酬	* 1		-			257,196	
	為替差損			22,648			-	
	雑損			0			-	
	営業外費用計			22,649	0.1		257,223	1.2
経常利益				2,545,612	12.5		958,583	4.4

期別		第17期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日			第18期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益						
	金融商品取引責任準備 金戻入額		0			-	
	特別利益計		0	0.0		-	0.0
	特別損失						
	特別損失計		-	0.0		-	0.0
税引前当期純利益			2,545,613	12.5		958,583	4.4
法人税、住民税及び事業税			731,215	3.6		1,030,076	4.8
法人税等調整額			452,629	2.2		373,921	1.7
当期純利益			1,361,767	6.7		302,428	1.4

## (3)【株主資本等変動計算書】

第17期  
(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成23年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	14,559,911	14,559,911	15,439,911	47,111	47,111	15,487,022
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				3,000,000	3,000,000	3,000,000			3,000,000
当期純利益				1,361,767	1,361,767	1,361,767			1,361,767
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							5,294	5,294	5,294
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,638,232	1,638,232	1,638,232	5,294	5,294	1,632,937
平成24年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085

第18期  
(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成24年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	12,921,678	12,921,678	13,801,678	52,406	52,406	13,854,085
事業年度中の変動額									
当期純利益				302,428	302,428	302,428			302,428
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							205,061	205,061	205,061
事業年度中の変動額合計	-	-	-	302,428	302,428	302,428	205,061	205,061	507,489
平成25年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,224,106	13,224,106	14,104,106	257,467	257,467	14,361,574

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金</p> <p>貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金</p> <p>金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法</p> <p>役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第17期 （平成24年3月31日現在）	第18期 （平成25年3月31日現在）
<p>* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p style="margin-left: 40px;">流動資産 未収入金</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">404,033千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 該当事項はありません。</p>

## （損益計算書関係）

第17期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	第18期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p style="margin-left: 40px;">営業収益 その他営業収益</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">5,452,985千円</p> <p style="margin-left: 40px;">営業費用 委託調査費</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">4,318,795千円</p> <p style="margin-left: 40px;">営業外収益 株式従業員報酬</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">56,181千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <p style="margin-left: 40px;">営業収益 その他営業収益</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">5,294,986千円</p> <p style="margin-left: 40px;">営業費用 委託調査費</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">4,843,198千円</p>

## （株主資本等変動計算書関係）

第17期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

## 2．配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成24年 3月12日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成24年 3月22日	平成24年 3月22日

第18期（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

## 2．配当に関する事項

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	第18期 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

## （金融商品に関する注記）

第17期

（自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日）

## (1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であり、当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

#### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

#### 流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第17期  
(自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日)

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,285,446	3,285,446	-
有価証券			
其他有価証券	11,797,976	11,797,976	-
未収委託者報酬	1,064,467	1,064,467	-
未収運用受託報酬	1,026,201	1,026,201	-

## 金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,285,446	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	11,800,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,064,467	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,026,201	-	-	-	-	-

第18期  
(自平成24年4月1日  
至平成25年3月31日)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

##### 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

##### 信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、保有するコマーシャル・ペーパーに係る発行体の信用リスク、当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬に関して、運用資産が悪化した場合に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。コマーシャル・ペーパーに関しましては、主にゴールドマン・サックスのグループ会社が発行するものとし、定期的に見直すことによって信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬に関しては、過去に回収できなかったケースは無く、特に未収委託者報酬に関しては、受託者たる信託銀行で分別管理されている当社が運用する信託財産から受領するため、リスクは非常に低いものと考えております。

##### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

##### 流動性および資金調達リスク

当社は総資産の60%以上が現金・預金及びコマーシャル・ペーパーであり、また現金・預金及びコマーシャル・ペーパーの残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第18期  
(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,799,436	3,799,436	-
有価証券			
其他有価証券	10,197,717	10,197,717	-
未収委託者報酬	1,349,584	1,349,584	-
未収運用受託報酬	1,052,020	1,052,020	-
投資有価証券			
其他投資有価証券	3,515,336	3,515,336	-

## 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

## 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,799,436	-	-	-	-	-
有価証券						
其他有価証券の うち満期があるもの	10,200,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,349,584	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,052,020	-	-	-	-	-

## （有価証券関係）

第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）					第18期 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	600,000	684,540	84,540	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,100,000	3,515,336	415,336
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	11,797,976	11,797,976	-	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	10,197,717	10,197,717	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）			売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）		
1,095,821	77,795	-			1,900,000	-	-		

## （デリバティブ取引関係）

第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	第18期 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## （退職給付関係）

第17期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	第18期 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、退職給付制度を採用しておりません。</p> <p>2. 退職給付費用に関する事項</p> <p>損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同左</p> <p>2. 退職給付費用に関する事項</p> <p>同左</p>

## （税効果会計関係）

第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第18期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別 内訳
繰延税金資産（流動資産）	繰延税金資産（流動資産）
未払費用 456,569千円	未払費用 592,366千円
未払事業税 15,881	未払事業税 54,579
その他 17,331	その他 8,172
小計 489,782	小計 655,118
繰延税金負債（流動負債）	繰延税金負債（流動負債）
小計 -	小計 -
繰延税金資産（流動資産） の純額 489,782	繰延税金資産（流動資産） の純額 655,118
繰延税金資産（固定資産）	繰延税金資産（固定資産）
長期未払費用 1,033,933	長期未払費用 1,239,518
役員退職慰労引当金 81,558	役員退職慰労引当金 80,193
その他 52,518	その他 56,884
小計 1,168,010	小計 1,376,595
繰延税金負債（固定負債）	繰延税金負債（固定負債）
その他有価証券評価差額金 32,133	その他有価証券評価差額金 157,869
小計 32,133	小計 157,869
繰延税金資産（固定資産） の純額 1,135,876千円	繰延税金資産（固定資産） の純額 1,218,726千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原 因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.69 %	法定実効税率 38.01 %
（調整）	（調整）
法人税等の税率変更による繰延 税金資産の修正 6.24 %	賞与等永久に損金に算入されな い項目 26.89 %
その他 -0.42 %	その他 3.55 %
税効果会計適用後の法人税等の 負担率 46.51 %	税効果会計適用後の法人税等の 負担率 68.45 %

<p style="text-align: center;">第17期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第18期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)</p>
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度以降、平成27年3月31日までに終了する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については38.01%、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は156,460千円減少し、その他有価証券評価差額金が2,268千円、法人税等調整額が158,728千円それぞれ増加しております。</p> <p>4. 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>4. 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p>該当事項はありません。</p>

## 〔セグメント情報等〕

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## 〔関連情報〕

## 1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	9,262,739	5,636,349	5,514,145	20,413,234

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
18,556,174	1,857,060	20,413,234

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## 〔関連情報〕

## 1. 製品及びサービスに関する情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	10,394,695	5,903,536	5,346,245	21,644,477

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
19,592,948	2,051,528	21,644,477

海外の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第17期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)										
親会社及び法人主要株主等										
種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	3,108 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業員報酬の配賦	株式従業員報酬(注1)	56,181		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	316 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注2) 委託調査費の支払(注2)	5,452,985 4,318,795	未収入金	393,727
取引条件及び取引条件の決定方針等										
(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。										
(注2) その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。										
役員及び個人主要株主等										
該当事項はありません。										

第17期  
(自平成23年4月1日  
至平成24年3月31日)

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス 証券株 式会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品 取引業		業務委託 役員の兼 任  有価証券 の購入	兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)	2,304,783	有価証券	11,797,976
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ ジャパ ン・ホ ール ディン グス有 限会社	東京都 港区	100 百万円	ゴールド マン・サ ックス・ グルー プ人事・ 総務・ 施設管 理業務 受託		従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関 する人件費 等の負担金 (注2)  営業費用及 び一般管理 費  株式従業員 報酬	5,339,280  171,617	未払費用  長期未払 費用	1,111,143  3,017,713
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス ・バン ク・USA	アメリカ 合衆国 ユタ州	19,214 百万ドル	銀行業		現金の預 入			現金・預 金	360,145
親会社 の子会 社	ゴールド マン・サ ックス・ イン ベスト メント ・ストラ テジー ・LLC	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク 州	32 百万ドル	投資顧問 業		投資助言			未払費用	212,193

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第18期  
(自平成24年4月1日  
至平成25年3月31日)

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	293 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 委託調査費の支払(注1)	5,294,986 4,843,198		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払(注1)	2,408,126	有価証券 未払費用	10,197,717 309,903
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパ ン・ホールディングス 有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託		従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の 負担金(注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	6,694,581 230,495	未払費用 長期末払 費用	1,335,190 3,706,199
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国ユタ州	20,667 百万ドル	銀行業		現金の預入			現金・預金	579,001

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

## （1株当たり情報）

第17期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）		第18期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）	
1株当たり純資産額	2,164,700円82銭	1株当たり純資産額	2,243,995円98銭
1株当たり当期純利益金額	212,776円18銭	1株当たり当期純利益金額	47,254円38銭
損益計算書上の当期純利益	1,361,767千円	損益計算書上の当期純利益	302,428千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,361,767千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	302,428千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1)委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2)本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 投資顧問会社

(2012年12月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (G S A M ロンドン)	1,756千米ドル (152百万円、 1米ドル=86.58円)	G S A M ロンドンは、主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。G S A M ロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー (G S A M シンガポール)	47.42百万米ドル (4,106百万円、 1米ドル=86.58円)	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーの子会社であるG S A M シンガポールは、シンガポールにおいて、投資銀行業務、トレーディングおよび自己勘定投資ならびに証券関連サービスを営んでおり、その資産運用部門は内外の有価証券等に係る投資顧問業務、その他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

## (2) 受託銀行

(2013年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## (3) 販売会社

(2013年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
SMBC日興証券株式会社*	10,000百万円	

\*新規のお申込みのお取扱いは行いません。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 投資顧問会社

G S A M ロンドンおよびG S A M シンガポールは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けています。

## (2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

## (3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

**3 【資本関係】**

## (1) 投資顧問会社

G S A M ロンドン、G S A M シンガポールおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

## (2) 受託銀行

該当事項はありません。

## (3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2012年10月30日 臨時報告書  
2013年1月25日 有価証券届出書  
2013年1月25日 有価証券報告書  
2013年1月30日 臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月5日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースの平成24年10月26日から平成25年4月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースの平成25年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月5日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コースの平成24年10月26日から平成25年4月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GSアジア・ハイ・イールド債券ファンド 円コースの平成25年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月5日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。